

# 菊と刀の栄誉が最終的に 帰一する根源が、天皇である （天皇と三島由紀夫についての一考察）

## 荒谷卓

国際共生創成協会  
熊野飛鳥むすびの里

（あらや・たかし）

一九五九（昭和五十二年）年、東京理科大卒。陸上自衛隊に幹部候補生として入隊。第一空挺団、陸上幕僚監部、防衛局防衛政策課戦略研究室等に勤務。平成十六年特殊作戦群初代群長に就任。平成二十年退職（二等陸佐）。ドイツ連邦軍指揮大学及び米国特殊作戦学校に留学。平成二十一年九月～三十年十月、明治神宮武道場至誠館館長。平成三十年十一月三重県熊野市に「熊野飛鳥むすびの里」設立。現在、「国際共生創成協会」熊野飛鳥むすびの里」代表。著書に『戦う者たちへ』『サムライ精神を復活せよ』（以上並木書房）『自分を強くする動かない力』（三笠書房）など多数。



本年は、三島由紀夫夫人命が帰幽して五十年の節目である。私は、三島由紀夫夫人命の行動と思想に触発されて、自らの生き様を真剣に考えるようになった者の一人である。思想面で特に大きな影響を受けたのは『文化防衛論』であり、その中核は「文化概念としての天皇」である。そこには、戦後の憲法や政府によつ

て破壊され、日本人が喪った日本文化と天皇について極めて重要なことが指摘されている。私は、神となつた三島由紀夫夫人命の五十年節に際し、日本の文化を体現する者として、あらためてそのことについて述べることにする。なお、以下の文章では、不敬を謝し三島由紀夫夫人命を三島由紀夫と表現する。

### 今上が原初の天皇となる 本来は「天津日嗣」を意味する

三島由紀夫は、『文化防衛論』の中で「日本文化の国民的特色」の一つとして「本来オリジナルとコピーの弁別を持たぬこと」として、伊勢神宮の造営と天皇を取り上げている。「二十年毎の式年遷宮によつて、い

つも新たに建てられた伊勢神宮がオリジナルなのであって、オリジナルはその時点においてコピーにオリジナルの生命を託して滅びてゆき、コピー自体がオリジナルになるのである」。そして、「各代の天皇が、正に天皇その方であつて、天照大神とオリジナルとコピーの関係にはないところの天皇制」であると。つまり、今上が原初の天皇となるのである。これは、現在の「皇位」の問題を考へるときに極めて重要である。「皇位」とは、憲法及び皇室典範の用語であつて、本来は「天津日嗣（あまつひつぎ）」を意味するものである。古書には「天皇位」と書いて「あまつひつぎしろしめす」と訓ませている。

欧州や支那等の外来思想では、帝位や王座が主であり、この位にある人は従であるから、この地位、座席

を獲得することにあらゆる権謀策略を回らすわけであるが、我が国においては、それと全く異なり、天津日嗣たる天皇が主であり、それに先行して皇位があるわけではない。伊勢神宮の御社はコピーとして造営されても、遷宮により御祭神が宿ればコピーの御社がオリジナルになるように、「日嗣」とは「靈（ひ）を嗣ぐ」ことであつて、大嘗祭によつて天皇の御身体は皇祖皇宗の靈の依代となりオリジナルの天皇になる。これは、何も天皇に限らず、民の家においても家督を相続すれば先祖と同じ名を名乗っていたものだ。事実、荒谷家においても、荒谷家先祖である八郎左衛門の名を二代と四代が引継ぎ、分家した後には本家となる五代忠右衛門の名は六代から十代まで継がれている。家の戸主とは、先祖の日常生活の精神文化を継承するもので

あり、身体は別であつても精神の継承という意味においてオリジナルであるという日本の文化慣習である。三島由紀夫は、このことを「日本文化は」ものとしての文化への固執が比較的希薄であり、消失を本質とする行動様式への文化形式の移管が特徴的である」と表現している。また、文化概念について、津田左右吉氏の言葉を引用して「文化というのは生活のしかたのことである。個人として国民としてまた世界人としての、日常の生活の精神とその働きを正しく美しくし真実にすること」が、文化を高めることである」としている。三島由紀夫は津田左右吉氏の言葉を史家の良識的な立言として紹介しているが、私もこの文化の定義には大いに賛同するものである。また、和辻哲郎氏の天皇の本質的意義として取り上げた「（天皇によ



ン・ステートとしての) 国家の規定する世俗的価値と権力で管理監督するなどということは、すべての国民の文化的生活の価値を無視し、権力機構が規定する価値を国民に押し付けることと同じである。

### 天皇と、国家、国民の関係とは

天皇と、国家、国民の関係について、三島由紀夫は以下のようにのべている。「国と民族の非分離の象徴であり、その時間的連続性と空間的連続性の座標軸であるところの天皇は、日本の近代史においては、一度もその本質である文化概念としての形姿を如実に示されたことはなかった」。「このことは明治憲法国家の本質が、文化の全体性の浸蝕の上に成立ち、儒教道徳の残滓をとどめた官僚文化によって代表されていたことと関わりがある」

る国民の) 統一は政治的な統一ではなくして文化的な統一なのである。日本のピープル(国民)は言語や歴史や風俗やその他一切の文化活動において一つの文化共同体を形成してきた。このような文化共同体としての国民あるいは民衆の統一、それを天皇が象徴するのである。日本の歴史を貫いて存する尊皇の伝統は、このような統一の自覚にほかならない」という表現を引用している。その上で「明治憲法下の天皇制機構は、まずまず西洋的な立憲君主体制へと押し込められて行き、政治的機構の醇化によって文化的機構を捨象して行ったがために、ついにかかる(日本文化を統一する価値自体としての天皇を知ることによって日本文化のあらゆる末端の特殊事実までが推論される) 演繹能力を持たなくなっていたのである。雑多な、広範

な、包括的な文化の全体性に、正に見合うだけの唯一の価値自体として、我々は天皇の真姿である文化概念としての天皇に到達しなければならぬ」とした。これは、君民一体と言われるように国民の一員であった天皇を、あたかも欧州の皇帝や王のような国民と差別化された地位にまつり上げる、明治以降の天皇の政治的利用を批判しているものと思われる。

現在の皇位継承の問題もまた、逆の意味の天皇の政治的利用に他ならない。現状の皇位継承を見ると、あたかも「皇位」が主で、天皇はこの位にある人であるかのような謬見に陥っているように見受けられる。天皇の御位は、内閣総理大臣とか衆議院議長とか最高裁判所長官のような国家統治機関の機能的職位とは本質的に異なる。天皇は、民の日常の

明治以降、強力な中央集権化と急速な工業化による経済発展によって日本の近代化が推進され、神社仏閣をはじめ伝統的地域文化を破壊し、地方の自立した自治と隣保団結の美風は危機に瀕した。

「国家」という言葉の日本の意味は、神武建国の理念「八紘(あめのした)を掩(おお)ひて宇(いえ)と為(せ)むこと亦よからずや」に由来し、「一つの家のような国」と言うことからきているのであるが、明治以降進めてきた富国強兵の「国家」は、近代西欧でつくられた「ネイション・ステート」のことである。三島由紀夫はこれを「明治憲法における天皇制は、祭政一致を標榜することによって、時間的連続性を充たしたが、政治的無秩序を招来する危険のある空間的連続性には関わりなかった」と指摘している。事実、明

生活の精神とその働きを常に正しく美しく真実にして、文化を高める日本人の文化価値自体である。現憲法が有効であろうがなかるうが、そんなことは無関係に、天皇は日本の歴史と国民を統合される天皇であり続けるのである。

まずもって、「皇位継承」という言葉自体に問題があり、正確には「天津日嗣」である。世俗の規定によって作られた位の継承とは全く異なり、それは皇祖皇宗の霊を嗣ぐ「皇位継承」であり、日本国民の文化的成長活動を統合し推進する天皇の日常精神の連綿とした継承を意味する。時間的連続性と空間的連続性において、現行の世俗権力や世俗憲法の所轄する価値と権能を遥かに超えた、日本人の歴史伝統として確立されている文化価値の統合を果たす天皇のおつとめを、現行の(ネーショ

治の当初から国権主義者と民権主義者の間で対立が生じ、中央集権的国家機構と国民との対立を生むことになる。

とは言え、明治天皇は国権主義者も民権主義者もその愛国の心情を等しく「しろしめした」。例えば、明治四十四年に、米国のキリスト教社会主義に影響された幸徳秋水らが、明治天皇と皇太子の暗殺を企てた大逆事件が発覚した際にも、極刑を判決された者たちに大赦を与え刑の軽減救済をなされ、主犯とされた幸徳秋水の思いに潜む「みやび」を汲んで、施療済生の勅語を渙発し、「済生会」を創設して経済的に恵まれない国民に医療を提供することをなされた。三島由紀夫は、桜田門の変の義士たちの志と行爲を「一筋のみやび」と表現し、これを容認した孝明天皇を取り上げ、「もし国家権力や秩序



### 万物万象一体の文化の中で 天皇は国民と一体であり、 国家もまた 天皇・国民と一体である

三島由紀夫は、『文化防衛論』の中で、丸山定男の言葉を引用して「天皇を中心とし、それからさまざまの距離に於いて万民が翼賛するという事態を一つの同心円で表現するならば、その中心は点ではなくして実はこれを垂直に貫く一つの縦軸にほかならぬ。そうして中心からの価値の無限の流出は、縦軸の無限性（天壤無窮の皇運）によって担保されているのである」と表現しているように、初代神武天皇から、常に天皇は君民一体の天皇であり、これが横の一体すなわち天皇と国民の生命共同体を形成する。また、万世一系は縦の一体であり、歴史的生命共同体を

形成する。即ち、今上は、日本国民の時間的及び空間的一体の中心におられる。この時間的及び空間的に一体となった文化活動体としての日本を国家と呼ぶのであって、国家が主体でもなければ、国民が主体でもない。全てを一体として包括し、主体も客体もなく全体としての成長を促すのが天皇である。

あらゆるものを対立概念でとらえるのは欧米流の考え方であって、それはすなわち、自由競争を秩序とする世界を形成し、遂には、コロナのような人工的恐怖によってあらゆる社会的繋がりを分断し、競争の勝者が、全人類を個人単位で管理支配する最終形態に到達することとなる。

日本の文化は、万物万象一体の宇宙の真理を実現するもので、天皇は国民と一体であり、国家もまた天皇・国民と一体であることが本

義である。その原理は、天皇が国民を「しろしめし」そして国民の弥栄を祈り、国民は天皇の大御心に帰一して協心努力することにある。天皇が「しろしめし」祈るとは、先の津田左右吉氏の言葉をかりれば、天皇が、全ての個人と共同体の実情と思いを知り、夫々の人々の文化としての日常の生活の精神とその働きを正しく美しくし真実になるように祈ることである。その大御心を奉体し国民一人一人ができることに力を尽くす。それが、全体の文化を高めることになり、国民の弥栄とはそのような活動に主体的に参画し、自らの存在と行為が全体の生成・発展に貢献しているという喜びを感ずることである。

このような文化特性だからこそ、日本においては個人主義が感覚的に承認されず、個人の営利や権利の主

が、国と民族を分離の状態においているときは、『国と民族の非分離』を回復せしめようとする変革の原理として、文化概念たる天皇が作用した」とする。孝明天皇は、幕末に京都御所に攻撃を加えた長州等の兵を御所の警護に当たった薩摩や会津の兵らと分け隔てなく慰霊した御事績もある。天皇のための蹶起が、たとえテロリズムの形態をさえとつたとしても、文化様式に背反せぬ限り容認されるのが空間的連続性、つまり、卑俗、イデオロギー、宗教的対立迄も包容化する文化概念としての天皇であるのだ。つまり、三島由紀夫は、時間的連続性と空間的連続性を体現するところの「文化概念としての天皇」こそが、国家と国民の非分離を果たすと考えるのである。

しかし、「昭和天皇の二・二六事件に対する対応は、西欧的立憲君主政

体に固執し『みやび』を理解する力を喪つていた」と三島由紀夫は見た。さらに、「戦後のいわゆる『文化国家日本』が、米占領下に辛うじて維持した天皇制は、その時間的連続性と空間的連続性の両方の側面を無力化して、いわゆる『週刊誌天皇制』の域にまでそのデイグニティーを失墜せしめられたのである。天皇と文化とは相関わらなくなり、左右の全体主義に対抗する唯一の理念としての『文化概念たる天皇』『文化の全体性の統括者としての天皇』のイメージの復活と定立は、遂に試みられることなくして終わった。かくて文化の尊貴が喪われた一方、復古主義者は単に政治的概念たる天皇の復活のみを望んで来たのであった」と三島由紀夫はみてとつた。

戦後憲法は、国家と国民のみならず、天皇と国民、天皇と国家をも対立関係に置き換えた。いわゆる、国民主権という現憲法の発想である。そして、主権の所有者を、天皇か国家か国民かという対立概念にかえ、あたかも明治憲法は天皇主権だったのに対し、戦後憲法は国民主権であるかのように啓蒙している。国家は常に国民を抑圧するものとして、憲法をしてその暴発を阻止するものとした。天皇陛下の詔勅までもが、憲法の思想との対立を予期して、その効力を無効としている。そのような対立構造を前提とし、世俗権力の優劣を規定して法的強制力で管理する国家において、真の平和が成立するわけがない。天皇、国家、国民の分離対立構造の中、文化は衰退し、常に権力の争奪が繰り返され、権力競争の勝者が他を抑圧し管理する社会構造を招くだけである。



張は嫌われることになる。「世のため人のため」とか「人様に迷惑をかけない」という倫理観は、縄文時代からの共同体文化と、それを全体的社会的文化として範を示す天皇の本来の性格であるところの無私の「まねび」から来ている。天皇は常に「天津日嗣の天皇」であり、「一個人としての天皇」というが如きは有り得ない。

### 私有財産制度は、 天皇の無私の本来的性格とは 正反対の価値である

ところが、この天皇の無私の理論的変質が始まったのは、大正十四年の「治安維持法」以来だと三島由紀夫は考えている。「すなわち、その第一条の『国体ヲ変革シ又ハ私有財産制度ヲ否認スルコトヲ目的トシテ……』という並列的規定は、正にこ

の瞬間、天皇の国家の国体を私有財産制度並びに資本主義そのものと同義語にしてしまったからである」と指摘している。私利私欲の権利の行使を正当化する私有財産制度は、天皇の無私の本来的性格とは正反対の価値である。歴史をふり返れば、孝徳天皇の「土地兼併を禁じ給うの詔」、桓武天皇の「王臣家等の山澤の利を独占するを禁じ給うの詔」、清和天皇の「畜銭を禁じ給うの勅」等々御歴代天皇は、公共の資源を私有化し、貧富の格差を拡大するような行為を厳しく戒めてこられた。にもかかわらず、天皇の国家の国体を、「私有財産制度並びに資本主義を同列にすることの不敬に気が付かないほど、敵（欧米）の理念に知らず知らず犯されていたのである」。

これがさらに戦後憲法によって、基本的人権が価値基準となる人権思想が教育基本法によって徹底的に啓蒙され、個人の生命、安全、財産の権限行使こそが最高価値とする現代社会が形成された。生命も、安全も、財産も、物質としての人間個人に帰属するもので、人間の精神や文化とは全く無縁の概念である。自己の生命と安全の確保のためには、他者の生命と安全は犠牲にされ、無限の財産獲得を正当とする自由競争社会が国際秩序となり、それをリードする米國に従属する日本は、自ら進んでその禍中に向かっている。つまり、現政体は、天皇と日本文化を死滅させる選択を取っているということである。

世界情勢が大きく変化し、より狡猾で社会的良心が全く欠如した新自由主義（ネオリベリズム）が主体となつて推し進めるグローバル資本主義は、市場原理（マネー）を唯一の価値（グローバル・スタンダード）とする国際秩序によって、日本のみならず全世界の文化価値を破壊する行為に出ている。グローバル資本主義は、公然と宣言しないものの、必然的に我々が守ろうとする日本の文化・歴史・伝統を破壊せずにはおかないのだ。

### 日本の軍隊の本義は、 天皇を中心とする 日本の歴史、文化、伝統を 守るため

このような結末へと日本が向かっていることを敏感に感じ取った三島由紀夫が、最終的に訴えようとした

のは、「菊と刀の榮譽が最終的に帰一する根源が天皇なのであるから、軍事上の榮譽も亦、文化概念としての天皇から与えられなければならない」ということであつた。政体を守るのは警察であり国体を守るのは軍隊である、という三島由紀夫の考えからすれば、当然、軍隊は政体の長たる内閣総理大臣の軍隊ではなく、国体それ自体である天皇の軍隊であり「天皇を中心とする日本の歴史・文化・伝統を守ること」が日本の軍隊の本義でなくてはならないということになる。

「文化の連続性を破壊し、全体性を毀損することは、今更言うまでもないが、文化概念としての天皇はこれとともに崩壊して、もつとも狡猾な政治的象徴として利用されるか、あるいは利用されたのちに捨て去られるか、その運命は決まっている。こ

のような事態を防ぐためには、天皇と軍隊を榮譽の絆でつないでおくことが急務なのであり、又、その他に確実な防止策はない」と三島は断言する。これは、国体の中核たる天皇の護持のために天皇の軍隊が必要であるということを言っている。

これがため、三島由紀夫は市谷駐屯地で、現職自衛官にたいし「檄」を発する。しかし、「自衛隊は旧軍（帝国陸海軍）とは違う民主主義の軍隊であり天皇の軍隊ではない」と教育された防衛大学卒業生らによって罵倒されることとなる。

日本の歴史をさかのぼってみても、天皇親政の上代はもちろん、政体権力が蘇我氏、藤原氏、平氏、源氏、北条氏、足利氏、豊臣氏、徳川氏と代わつても、日本国の軍権の認証者は常に天皇であつた。然様に日本において天皇と軍隊は、形式的で



あった時代があったにせよ常に榮譽大権で繋がっていた。明治に至り、改めて、天皇と軍隊の榮譽的絆が實質的に回復されたのであるが、ポツダム勅令によって生まれた警察予備隊以降現在の自衛隊は、完全に天皇との関係が断たれ、行政府の中でも自衛官の官職だけが認証官として認められていない。これは、日本の歴史上唯一、天皇が認めていない軍事組織が国家の武力集団の地位にあるという異常事態である。

では、単純に統合幕僚長や陸海空幕僚長を認証官に指定すれば済むことかと言えばそうではない。それは、安倍前総理の、憲法9条の1項2項を残して3項に自衛隊を規定すればいいという発想と同じで、三島由紀夫が「檄」で言うところの「憲法の私生児であった自衛隊が護憲の軍隊である」ことをわざわざ憲法に

明記するということと同じである。「こうした榮譽大権の内容の復活は、政治的概念としての天皇をではなく、文化概念としての天皇の復活を促すものでなくてはならぬ」と言うように、文化概念としての天皇の価値に立脚しない政府の下では「政治家のうれしからせに乗り、より深い自己欺瞞と自己冒瀡の道を歩む」ことになるだけである。

現代において、「保守」とは国体護持にあらざる現状維持のことを言う。現状維持とは戦後体制の維持であり、天皇と国体と文化の破壊の継続を意味する。三島由紀夫が言う「守る」とは現状肯定と現状維持ではなくて、「守ること自体が革新することであり、同時に、『生み』成る」ことなのである。そして常に「剣の原理」なのである。

三島由紀夫は「守る側の守られる

側に対する同一化が、最終的に成就される可能性がなければならぬ」という。つまり、守る立場の者は、自らが日本の文化に帰一し、天皇に帰一しなくてはならないということである。

天皇と国体と文化の破壊を目的として作られた現憲法下のあらゆる制度と、その中で日本人としての自己回復力を欠如した政治家や官僚から天皇を守り、本来の君民一体の国体、歴史的な一体としての日本を回復できるのは、自らが日本の文化を日常の生活とし、その日常の生活の精神とその働きを正しく美しくし、真実になるように努めている真の日本人しかない。そのような日本人が、合理性や有効性を一切無視して、天皇との精神的絆を自覚し真心のまま考え行動することこそ日本回復のために残された道であろう。

## 御歌所の再興と 令和の「勅撰和歌集」撰進

### 中澤伸弘

高等学校主幹教諭

(なかざはのぶひろ)

東京都生まれ。号は柿之舎(かきのや)。現在東京都立科学技術高等学校主幹教諭(国語)博士(神道学)。國學院大學文学部文学科卒業後、東京都立高等学校教諭、國學院大學兼任講師、高校教師として教鞭をとる傍ら、国学と歌人、宮中祭祀や皇室問題の研究を深め、成果を発表。歌人山川京子に二十余年師事。主な著書は『徳川時代後期出雲歌壇と国学』(錦正社)、『やさしく読む国学』(戎光祥出版)、『宮中祭祀』(令和の皇位継承)ともに展転社、『一般敬語と皇室敬語がわかる本』(錦正社)など多数。



年毎の元日の新聞は皇室記事を掲載することが慣はしとなつてゐるが、令和の新御代の初めての新年の皇室記事には、物足りなさがあった。そこには両陛下をはじめ皇室の動静が書かれてあつたが、最も重要

且つ大切な「御製」「御歌」の奉掲がなかつたのである。主要な新聞を比較したが、何れもそれがないので、これは新聞社独自の選択ではなく宮内庁が発表しなかつたと判断した。何とも寂しい正月であつた。

歌会始は恒例により、勅題「望」を賜り、御代始の儀として両陛下の

出御のもと肅々と執り行はれ、「御製」「御歌」の披講もなされた。これが御即位後始めて国民にお示しにられた「御製」「御歌」となつた。

ついで二月の天長節にあたり、ここで「御製」の発表があるやも密かに期待申し上げてゐたのであるが、これも空しくなつてしまつた。